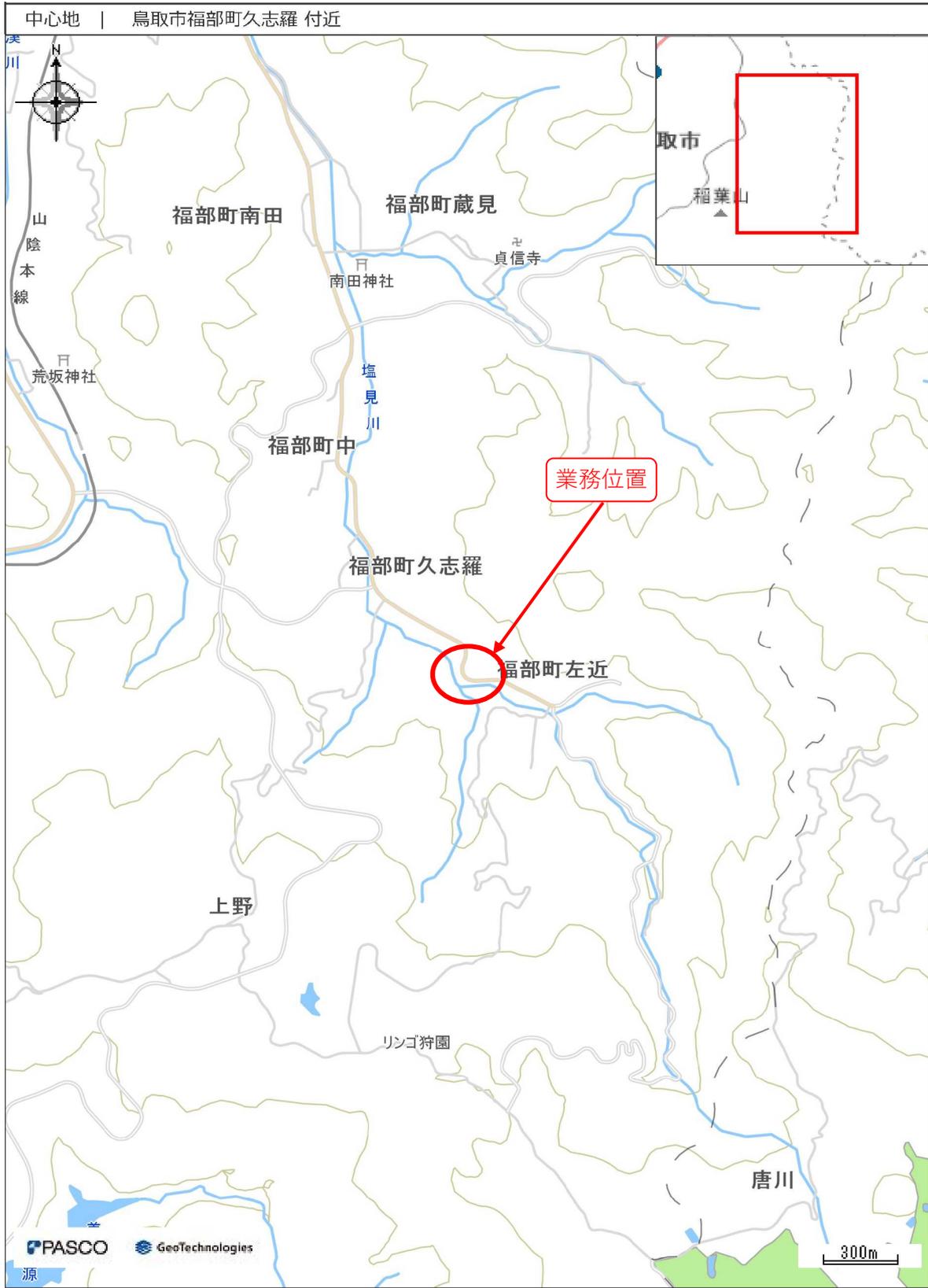


業務概要書

- 1 業務名 県道池谷福部停車場線（左近工区）通学路安全対策工事「測量設計業務委託」（交付金）
- 2 業務場所 鳥取市福部町左近
- 3 履行期間 170日間
- 4 事業目的
- 5 業務内容
測量業務
基準点測量 4点
現地測量 0.0054km²
路線測量 0.18km
用地測量 0.54万m²

設計業務
道路詳細設計（B） 0.18km

位置図



県道池谷福部停車場線（左近工区）通学路安全対策工事「測量設計業務委託」（交付金）

総括表			
費目／工種／種別／細別／規格	単位	数量	摘要
【測量業務委託】			
測量業務			
打合せ			
打合せ	中間のみ	回	1
基準点測量			
4級基準点測量	永久標識なし	点	4
現地測量			
現地測量(作業計画)	耕地/平地 縮尺1/500	業務	1
現地測量	測量面積0.0054km ² 耕地./平地 縮尺1/500	式	1
路線測量			
路線測量(作業計画)	0.18km	業務	1
現地踏査	耕地/平地	km	0.18
線形決定	耕地/平地	km	0.18
IP設置	耕地/平地	km	0.18
路線測量(中心線測量)	耕地/平地、交通量1000台未満/12h、単曲線換算 曲線数10以上/km、測点間隔20m	km	0.18
仮BM設置測量	耕地/平地	km	0.18
路線測量(縦断測量)	耕地/平地	km	0.18
路線測量(横断測量)	耕地/平地、幅45m未満、測点間隔20m	km	0.18
用地測量			
公図等の転写(地籍測量図以外の公図等転写)	耕地(森林)	万m ²	0.54
公図当転写連続図作成(用地測量)		万m ²	0.54
【設計業務委託】			
設計業務			
共通			
打合せ	当初、中間、成果品納入時	業務	1
条件明示チェックシートの作成		業務	1
設計			
道路詳細設計(B)	設計延長0.18km	式	1

【共通】

業務名: 県道池谷福部停車場線(左近工区)通学路安全対策工事「測量設計業務委託」(交付金)

特記仕様書

第1(目的・主旨)

当区間は、通学路であるが歩道が無くカーブ区間であるため、安全な通学に支障が生じている。そのため、道路拡幅等を行い、安全の向上を図るために事業実施するものである。

本業務は、鳥取市福部町左近地内の180m間について測量及び設計を行う。

第2(適用範囲)

本業務の履行に当たっては、特に定めのない限り、調達公告日時点で最新の「測量業務共通仕様書」、「鳥取県県土整備部用地調査等業務共通仕様書」、「設計業務共通仕様書

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/45149.htm>)によるほか、この特記仕様書によること。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		測量業務 ・4級基準点測量 4点 ・現地測量 0.0054km ² 一式 ・路線測量(測点間隔 20m) 一式 中心線測量 0.18km 一式 縦断測量 0.18km 一式 横断測量 0.18km(幅 45m 未満) 一式 ・用地調査 公図等の転写、連続図作成 0.54 万 m ² 一式 設計業務 道路詳細設計(B) 0.18km 一式
追加				資料の貸与及び返却		本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
追加				関係官公庁への手続き等		関係官公庁等への手続き状況は以下のとおりである。 なお、これら以外の機関と協議が必要となることが想定される場合には、調査職員に速やかに報告すること。 ・埋蔵文化財について、町教育委員会と未協議である。
追加	1			地元関係者との交渉等		・業務期間内に事業説明会を行うこととしており、その結果を設計に反映させる必要があるため、道路線形及び道路断面構成等について調査職員に協議すること。 ・個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう留意するとともに、情報を収集する際には、目的の範囲内で行うこと。
追加				成果物の提出		成果物は、下記のとおりとする ・報告書 1部 ・図面(A3縮小版) 1部 ・写真集(現場写真) 一式 ・電子媒体(CD-ROM 又は DVD-R) 2部 ・紙媒体 1部 オンライン電子納品の場合は、「電子媒体(CD-ROM 又は DVD-R)」及び「紙媒体」の提出は不要 また、本業務は、電子納品対象業務であり、 https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運

【共通】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
						用ガイドライン」によること。
追加				疑義等		業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
追加				労働環境の改善に向けた取組		<p>本業務の実施にあたっては、受発注者双方の労働環境の改善を図るため、「労働環境の改善に向けた取組について(平成29年1月31日付第201600158128号県土整備部長通知)」に基づき、受発注者双方でワンデーレスポンス、ウェンズデー・ホーム等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。</p> <p>受注者は初回協議時、ウィークリースタンスの取組み内容を協議することとし、業務完了時、調査員及び技術企画課メールアドレス(gjutsukikaku@pref.tottori.lg.jp)に「ウィークリースタンス実施報告シート」(https://www.pref.tottori.lg.jp/274312.htm)を提出すること。</p>
追加				設計変更等取扱要領		設計変更等については、 https://www.pref.tottori.lg.jp/303205.htm に掲載された最新の「測量等業務設計変更等取扱要領」によること。
追加				情報共有システム		当業務は情報共有システムの対象である。情報共有システムの活用を希望する場合は、 https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。
追加				その他		

【 測量業務】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
	1		105	業務の実施		<p>当業務は測量法の公共測量に該当する。</p> <p>調査職員が、測量法第 36 条(実施計画書の提出)の提出及び第 14 条(実施の公示)の通知等を行うので、受注者は、調査職員から指示があるまで現地着手することができない。</p> <p>ただし、これにより難しい場合は、調査職員と協議すること。</p>
	1		108	現場代理人	3	<p>資格要件は調達公告による。</p>
	1		109	主任技術者	3	<p>資格要件は調達公告による。</p>
	1		110	照査技術者	1	<p>本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。</p> <p>なお、照査に当たっては、調査・測量・設計業務共通仕様書(及び別添)中の「測量チェックマニュアル(案)」及び、調査職員の指示によること。</p>
					3	<p>資格要件は調達公告による。</p>
	1		113	打合せ等	2 5	<p>本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、1回を予定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間 <p>なお、業務着手時及び業務完了時には主任技術者は立ち会うこと。</p>
	1		116	関係官公庁への手続き等		<p>受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。</p> <p>また、受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。</p> <p>受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。</p> <p>受注者は、測量法第 14 条(実施の公示)、第 21 条(永久標識及び一時標識に関する通知)、第 23 条(永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄)、第 36 条(実施計画書の提出)、第 37 条(公共測量の表示等)、第 40 条(測量成果の提出)等の手続きに必要な資料を作成し調査職員に提出しなければならない。</p> <p>調査職員が作業規程の準則第 15 条に基づく測量成果検定の実施を指示した場合、受注者は、測量成果検定を受けるものとする。</p>
追加				その他		

【用地調査業務】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
			5	主任担当者	1	資格要件は調達公告による。
			6	照査技術者	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。なお、照査に当たっては、調査職員に協議すること。
					2	資格要件は調達公告による。

【設計業務】

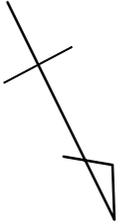
編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1		1106	管理技術者	3	資格要件は調達公告による。
1	1		1107	照査技術者及び照査の実施	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。なお、照査に当たっては、「詳細設計照査要領」及び、調査職員の指示によること。
					3	資格要件は調達公告による。
1	1		1110	打合せ等	2 4	本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、3回を予定している。 ・当初・中間・成果納品時 なお、業務着手時及び業務完了時には管理技術者は立ち会うこと。
1	1		1117	関連法令及び条例の遵守		森林法に基づき、計画上、森林伐採が見込まれることが判明した場合、調査職員が県林務担当機関に伐採範囲事前協議を行う必要があるため、伐採範囲を示した図面を作成の上、調査職員に提出すること。 https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/332527/chirashi_kouji.pdf
1	2		1201	使用する技術基準等		最新の技術基準及び参考図書に加えて、「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を用いて業務の実施にあたるものとする。
1	2		1209	設計業務の条件	1	(必要な条件を記載する。) 【設計条件】 設計条件は、下記のとおりとし、その他の内容については初回打合せ時に確認することとする。 (道路) ・道路規格 第3種第4級 ・設計速度 40km/h ・設計荷重 B 活荷重 ・計画交通量 2,000 台/日 ・車線数 2 ・暫定計画 無し
					9	【建設副産物・リサイクル】 鳥取県建設リサイクル指針、県土整備部リサイクル製品使用基準等に基づき、リサイクル製品、鳥取県認定グリーン商品等の積極的活用を図ること。 なお、リサイクル計画書の作成に当たり、他工事への搬出可能量等については調査職員に協議すること。
					11	(必要に応じ記載する。) 【コスト縮減】 設計に当たっては、完成後の維持管理を含めたライフサイクルコストを考慮し、総合的な評価により工法等を検討すること。

【設計業務】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	2		1211	設計業務の成果	1 (4)	設計図面、数量計算書は、完成計画ごとに取りまとめること。 現場進入路が狭く、資材搬入に当たり小型車(2トン積、4トン積)への積替え等が見込まれる場合は、数量計算書の中に「材料集計表(碎石・購入土等)」を追加作成すること。 材料集計表を作成する対象資材は、土木工事実施単価表に掲載する「02. 一般資材単価」のうち「(07-1)骨(石)材」及び「(07-2)再生碎石」に該当するものである。
追加				条件明示チェックシート		設計業務品質確保ガイドラインに基づき、条件明示チェックシートを作成すること。 (1)道路詳細設計(平面交差点設計含む) (2)橋梁詳細設計 (3)山岳トンネル詳細設計 (4)共同溝詳細設計 (5)樋門・樋管詳細設計 (6)排水機場詳細設計 (7)築堤護岸詳細設計 (8)砂防堰堤詳細設計
追加				仮設設計		詳細設計時に必要となる仮設構造物詳細設計については、調査職員と協議を行うこと。
追加				その他		維持管理の観点から、形状、構造、使用材料、施工方法等について、十分配慮した設計とすること。 (必要に応じて記載する。) 鳥取県景観形成条例に基づき、「景観評価リスト」を作成すること。作成に必要な費用については、変更の対象とする。
						ー以下、個別事項を記入すること。ー

業務委託に関する協議書

業務名		位置	
受注者			
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
委託料	円		
協議事項			
上記のとおり協議します。			管理・主任技術者
令和 年 月 日			
承諾・指示の回答希望期限日	令和 年 月 日	左記日程を希望する理由	
受付確認課長補佐 (主任調査員) 印			
回答理由			
概算増減額	約 千円 増・減		
上記のとおり (承諾・指示) してよろしいか伺います。			
令和 年 月 日			
所長	副所長	課長	合議
			調査職員
上記のとおり (承諾・再協議) します。			調査職員
令和 年 月 日			
(上記のとおり承諾・別添のとおり再協議) します。			管理・主任技術者
令和 年 月 日			



道路詳細設計 L=180m

